

見学・お問合せは

社会福祉法人 札幌慈啓会
慈啓会ふれあいの郷
 養護老人ホーム／生活支援ハウス

〒006-0835 札幌市手稲区曙5条2丁目2-17
TEL: (011)682-1821
 FAX: (011)685-6611

✉ info-hur@sapporojikeikai.or.jp
<https://www.sapporojikeikai.or.jp/facility/hureai/>

施設内・居室の様子を360度
 カメラ写真で御覧頂けます。



施設概要

設置・運営 / 社会福祉法人 札幌慈啓会
 開設年月日 / 平成12年11月1日
 建物 / 4階建一部2階建
 敷地面積 / 4,638.51㎡
 延床面積 / 4,800.26㎡
 養護老人ホーム / 3,784.16㎡(定員100名)
 生活支援ハウス / 830.07㎡(定員20名)
 地域交流センター / 186.03㎡(約112畳)

交通のご案内

バス JR バス
 手稲駅北口(3番のりば)発→曙5条2丁目下車 徒歩2分
 循環手40 循環手41 山口団地線 手84 明日風線

タクシー タクシー JR手稲駅北口から約2.4km



施設の桜と入居者様にご利用頂ける畑

社会福祉法人
さっぽろ慈啓会

保健と医療と福祉のトータルケア

- 慈啓会養護老人ホーム
 〒064-0941 札幌市中央区旭ヶ丘5丁目6-52
 ☎011-561-8296 FAX011-561-8280
- 慈啓会特別養護老人ホーム
 〒064-0941 札幌市中央区旭ヶ丘5丁目6-51
 ☎011-561-8291 FAX011-561-8298
- 特別養護老人ホーム札幌市稲寿園
 〒006-0835 札幌市手稲区曙5条2丁目2-21
 ☎011-682-2160 FAX011-682-1751
- 慈啓会老人保健施設
 〒064-0941 札幌市中央区旭ヶ丘5丁目6-48
 ☎011-520-8085 FAX011-520-8092
- 慈啓会病院
 〒064-0941 札幌市中央区旭ヶ丘5丁目6-50
 ☎011-561-8292 FAX011-551-3862
- 札幌市菊寿園(軽費老人ホームA型)
 〒003-0805 札幌市白石区菊水5条1丁目8-14
 ☎011-821-3028 FAX011-821-3046
- 札幌市拓寿園(軽費老人ホームB型)
 〒002-0857 札幌市北区屯田7条7丁目1-22
 ☎011-772-2105 FAX011-772-2106
- 啓明ともいき保育園
 〒064-0914 札幌市中央区南14条西18丁目6-5
 ☎011-561-5151 FAX011-561-5158

JIKEIKAI FUREAINO SATO

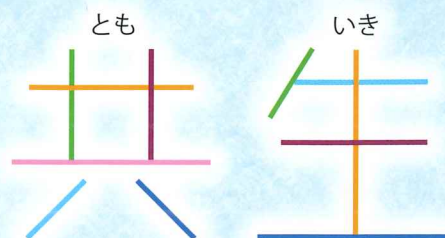
慈啓会ふれあいの郷

養護老人ホーム
 外部サービス利用型指定特定施設
 外部サービス利用型指定介護予防特定施設
 生活支援ハウス



社会福祉法人 **さっぽろ慈啓会**

法人理念



すべてのいのちに寄り添い、共に生き続ける

- 誰もが“人”として尊重されること
- 誰もが“個人”として保証されること
- 誰もが“地域社会の一員”であること

養護老人ホーム【食事付】

- 65歳以上の非課税世帯の方
 - 環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方
 - 身の回りのことは自分で出来る方
- ※要介護状態になれば、『特定施設入居者生活介護』の介護サービスを受けることもできます

【定員】 100名
 【月額利用料】 収入に応じて0円～※食費・暖房費込
 【居室】 全室個室（自立・介助フロアあり）

特定施設入居者生活介護

養護老人ホームに入所中の方が要介護状態になっても、可能な限り自立した生活を継続できるよう、介護サービス計画に基づき入浴や排泄等の支援を受けることができます。

※利用するには個別に契約が必要となります

※収入に応じて自己負担額の軽減措置があります

例) 年金が年間80万円、対象収入23階層の方の場合
 [介護保険利用料の自己負担軽減率：95%]
 介護保険サービス利用料1割負担の95%が軽減されます

生活支援ハウス【自炊型】

- 60歳以上の札幌市民の方（収入制限なし、生活保護可）
- 家族による援助を受けることが困難な方で、高齢等のため独立して生活することに不安のある方
- 自立した生活の出来る方

【定員】 20名
 【月額利用料】 収入に応じて0～5万円
 ※管理費・電気料別
 【居室】 全室個室
 ※IHキッチン・トイレ・ベランダ付

生活支援型ショートステイ

- 65歳以上の札幌市民で、『要支援』『要介護』認定を受けていない方
- 何らかの理由で一時的に家庭生活が困難になる方
- 入院加療が不要・伝染性疾患がないこと

【利用料】 1日あたりの負担金と、食事代がかかります（生活保護の方は食事代のみ）
 【サービス内容】 給食・入浴等
 【利用可能日数】 原則年間14日以内
 【利用申込】 お住まいの区役所 保健福祉課

法人理念のもと、ふれあいの郷では、皆様のすこやかな生活を大切にするお手伝いをさせていただきます。

入所の基本的な流れ

養護老人ホームは『措置施設』です。入所の決定はお住まいの市町村の役所（役場）となります。

①入所相談

市区町村

入所要件を満たしているかどうかについては、お住まいの市区町村の役所（役場）の福祉課にお問合せください。

②入所見学

ふれあいの郷

施設見学・入所についてのご相談は施設にお問合せください。

③入所申込

市区町村

お申し込みはお住まいの市区町村の役所（役場）の福祉課に行います。入所申込書等関係書類提出、調査（心身・経済・家族の状況等）を行います。

④入所判定委員会の開催・決定

市町村

措置の可否についての判定会議を行います。市町村によって開催頻度が異なります。

⑤入所待機

ふれあいの郷

市区町村からふれあいの郷に待機になった方の情報が届き、正式に『待機者』となります。

⑥入所

ふれあいの郷

- 6-1. 空き予定が出た際に、待機順に市区町村を通して入所の意思確認を行います。
- 6-2. 入所されるにあたり、施設で事前に面談を行います。
- 6-3. 入所となります。

養護老人ホーム

Aタイプ 2階 介助フロア 35室（共用トイレ）



Bタイプ 3、4階 自立フロア 各35室（トイレ付）



※特定施設入居者生活介護をご利用の方は介助フロアになります

生活支援ハウス

23.15㎡(14.2畳)
1、2階各10室（トイレ付）

